

带状疱疹定期予防接種のお知らせ

★令和7年度より带状疱疹が定期予防接種となります★

1. 対象者

- ①神崎町に住民登録がある方
- ②令和7年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方
- ③60歳～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

※令和7年度に限り、101歳以上の方は全員対象となります。

※任意接種で带状疱疹ワクチンの接種を完了している方は定期接種の対象外です。

※すで組換えワクチンを1回任意接種している場合、上記の②、③に該当する方の残りの接種は定期接種になります。

2. 期間

令和7年4月1日（火） ～ 令和8年3月31日（火）

3. 接種方法

保健福祉課で「予診票」を配布します。



4. 医療機関

- ★ 神崎クリニック ☎ 72-3117
- ★ なのはなクリニック（成田市） ☎ 0476-49-0533
- ★ 坂本医院（香取市） ☎ 52-3381
- ★ 越川医院（香取市） ☎ 52-5202
- ★ 矢野医院（成田市） ☎ 0476-96-0071
- ★ 越川クリニック（香取市） ☎ 55-8030

※上記の医療機関以外でも千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業協力医療機関で接種できます。

5. 助成額

種類	生ワクチン	組換えワクチン
助成額	4,000円	10,000円

接種費用から上記金額を差し引いた金額を医療機関へお支払いください。
町の予診票を使用しない場合は、全額自己負担となります。受診される前に保健福祉課までお越しくください。

【問い合わせ先】
神崎町保健福祉課 72-1603